

③の請負う住宅リフォーム工事の種類による必要な許可・資格の証明書（写）

請負う住宅リフォーム工事の種類及び工事の種類による必要な許可・資格は、国土交通省への届出事項であるとともに、「一般社団法人ベターライフリフォーム協会 一般会員（構成員） 一覧（<http://www.blr.or.jp/image/list.pdf>）」で公表しております。

なお、請負う住宅リフォーム工事の種類による必要な許可・資格と提出する証明書（写）は以下の表のとおりです。複数の資格を所持している場合は、以下の順序により証明書（写）を1部（※1）ご提出ください。

※1 複数の許可・資格の証明書をご提出いただいた場合は、以下の順序より、いずれか1つの許可・資格を当該一覧表に掲載いたします。

順序

①建設業許可>②建築士又は建築施工管理技士のいずれか1つ>③建築設備士等 11 の資格のいずれか1つ

例 建設業許可と建築士を所持している場合は、建設業許可を提出してください。

請負う住宅リフォーム工事の種類	必要な許可・資格の種類		
	①	②	③
マンション共用部修繕※2	①	建設業許可	
構造・防水含む戸建リフォーム工事	①、②のいずれか	以下の資格のいずれか一つ証明書（写） ・建築士 ・建築施工管理技士	
内装・設備工事	①、②、③のいずれか		以下の資格のいずれか一つの証明書（写） ・建築設備士 ・管工事施工管理技士 ・電気工事施工管理技士 ・浄化槽設備士 ・電気工事士 ・電気主任技術者 ・電気通信主任技術者 ・給水装置工事主任技術者 ・消防設備士 ・液化石油ガス設備士 ・ガス消費機器設置工事監督者

※2 マンション共用部分修繕について

「マンション共用部分修繕」とは、管理組合等から直接請け負う大規模な修繕工事となります。当協会では、マンション共用部分修繕を登録する事業者については、以下の要件を確認しています。

要件1 建設業許可の建設業の種類において、マンション共用部分修繕に関する複数の許可を受けており、建築工事業とその他の組み合わせ（表1）とする。

要件2 マンション共用部分修繕の実績がある。

(表 1)

必要な許可は、建築工事業とその他の組み合わせとする。

	建設業の業種	(参考) 建設工事の内容
必須	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ） なお、専門工事が複数組み合わせられて行われるマンション大規模修繕については、一般的に建築一式工事に該当するものとして扱われています。
その他	とび・土木工事業	①足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事
	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は貼り付ける工事
	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
	その他	その他、関連工事